我孫子市牛涯学習審議会傍聴要領

- 1 傍聴する場合の手続
- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに会場受付で氏名及び住所を記入し、事務 局の指示に従って会場に入室してください。
 - (2) 傍聴人の定員は10人とし、傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切ります。
- 2 傍聴できない者
 - (1) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認めた者
- 3 会議を傍聴する場合に守るべき事項
 - (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 会場内において、不用意に発言しないこと。
 - (3) 会場内において、むやみに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (4) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (6) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長により特別に許可された場合は、この限りではない。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

4 傍聴人の発言

傍聴人は、会議の議題につき、次に掲げるところにより発言をすることができます。なお、発言の機会は、会長が会議の進行上適切な時期に設けます。

- (1) 発言者の数は、5人以内
- (2) 発言は1人につき1回、時間は3分以内
- 5 会議の秩序の維持
 - (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従ってください。
 - (2) 傍聴人が3に掲げる諸事項を守らないときは、これを注意し、なおそれに従わないときは、 退場させる場合があります。
- 6 その他
 - (1) 会長が傍聴の禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。
 - (2) 会長は、傍聴席に余裕のない場合は、傍聴を制限することができる。
 - (3) この要領に定めるもののほか、傍聴人に関し必要な事項は、別に定める。